

# 新規課外活動団体の設立について

新しく課外活動団体の設立を希望する学生は、学生課にて申請用紙を受理し、必要事項を記入して下記期限までに提出してください。

1. 提出書類 : ①新規団体設立願  
②活動計画書  
③登録用紙  
④団体名簿 (※大学 HP よりダウンロード)  
「各種届出」 <https://www.jiu.ac.jp/about/campus-life/detail/id=2057>  
(大学 HP トップページ → Club & Circles → 各種届出)
2. 提出期限 : **平成 31 年 3 月 1 日(金) 17:00** ※時間厳守のこと
3. 注意事項 : ①必ず顧問(本学専任教員)を 1 名以上置く事  
②団体の構成員は本学学生のみとし、申請の時点で  
10 名以上いる事  
③継続して活動できる団体である事
4. その他 : 新規団体設立許可・不許可については、学生部長の承認  
が必要となります。**設立許可の下りた団体のみ、大学か  
らその旨連絡をします。**  
設立許可の下りた団体は、2019 年度より、学内団体と  
しての活動が許可されますので、**4 月以降に開催される、  
代表者連絡会には必ず参加**して下さい。

平成 31 年 1 月 30 日  
学 生 課